

「規制改革ホットライン」への提案内容と法務省回答

1. 外弁の認定と承認について

提案の 具体的内容等	<p>日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての 3 年間の専門実務経験が必要とされ、うち 2 年は、日本以外の国で実務経験を積むことを求めている。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。また、外弁登録手続に要するコストも、外国の法律事務所や個人に依然過重な負担を強いている。合理化された申請書は概してプロセスを短縮してきたが、法務省と、日弁連・地方弁護士会の各委員会双方から承認を取得する要件は、必然的に遅れを生じさせている。</p> <p>提案：</p> <p>① 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。即時的な第一歩として、より徹底的な見直しを完了する一方、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるよう、法律を改正すべきである。</p> <p>② 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化と、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった見直しを行うべき。</p>	
提案主体	民間団体	
所管官庁	法務省	
所管省庁の 検討結果	<p>① 外国法事務弁護士となるためには、外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国等において外国弁護士として職務を行った経験を有することが必要です。</p> <p>外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に日本国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなします。</p> <p>② 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有します。</p> <p>外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名等日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受ける必要があります。</p>	
	措置の分類	対応不可
	該当法令等	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 7 条、第 10 条、第 24 条
	措置の概要(対応策)	① 我が国の外国法事務弁護士制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、原資格国法に関する法律事務の取扱いを許容するものであるため、当該法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ、適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認する必要があり、利用者保護のためには職務経験要件が

	<p>必要不可欠です。また、日本における経験は、あくまで弁護士等に対する労務提供にすぎず、資格取得国等における法律事務の取扱いの経験と同視することはできないため、外国における経験であることが必要です。</p> <p>②法務省では、承認申請手続の合理化等を目的として「承認・指定申請の手引」を2010年7月に改訂・公表するなど、手続の合理化に取り組んだ結果、近時の承認手続は円滑に進んでいると認識しており、今後も改善すべき点があれば対応したいと考えています。他方で、外国法事務弁護士の資格は個人に付与されるものであり、事務所単位で法律事務を行うことを認める制度ではありませんから、事務所単位での登録とすることは困難です。</p>
--	---

2. 弁護士のための有限責任について

提案の 具体的内容等	外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国法人の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。	
提案主体	民間団体	
所管官庁	法務省	
所管省庁の 検討結果	制度の現 状	個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約する有限責任事業組合契約について定めた有限責任事業組合契約に関する法律においては、外国法事務弁護士の行う法律事務は、組合の業務として行うことができないものとされています。
	措置の分 類	対応不可
	該当法令 等	有限責任事業組合契約に関する法律第7条
	措置の概 要(対応 策)	弁護士や外国法事務弁護士については、依頼者保護や実際の業務実態等から無限責任を負わせるのがふさわしいと考えられ、弁護士法人制度を創設した際も、社員である弁護士が無限責任を負う仕組みとされており、外国および日本双方の法律事務所について有限責任制度を認めるか否かについては、慎重な検討が必要です。